

令和2年8月25日亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午後2時00分
閉会 午後3時07分

2 出席委員

神 先 宏 彰	教育長
関 吉 廣	教育長職務代理者
江 口 昌 道	委員
北 村 真 也	委員
末 永 礼 子	委員
出 藏 裕 子	委員
福 嶋 百合子	委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

片 山 久仁彦	教育部長
國 府 美 幸	次長兼総括指導主事
亀 井 鶴 子	教育総務課長
伊豆田 晃 正	学校教育課長
谷 口 正 二	社会教育課長
山 崎 浩 久	社会教育課人権教育担当課長
松 永 潤 子	歴史文化財課長
桂 和 裕	学校給食センター所長
谷 仁 志	図書館長
海老原 睦	教育研究所長
卷 田 晃 宏	教育総務課総務係長

5 傍聴者

1名

6 議事の概要

(1) 開会

○教育長が開会を宣言。

(2) 前回会議録の承認

令和2年7月28日に開催した定例会の会議録を承認した。

(3) 教育長からの報告

○教育長から以下の報告があった。

◎亀岡市関係

- ・総合教育会議において新型コロナウイルス感染症にかかる対応、ICT教育、英語教育について協議した。
- ・地域こん談会を東別院町、西別院町、保津町自治会で開催されたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、規模縮小・時間短縮で進められた。
- ・亀岡地区東部地域等に対して、小中連携・小中一貫教育にかかる説明と校区の見直し案について示した。今後、ブロック協議会を開催し丁寧に進めていく。
- ・障がい者施策推進協議会が開催され、第4期障害者基本計画と第6期障害者福祉計画等について協議した。
- ・校園長会議を開催し、新型コロナウイルス感染症対応についてあらためて指示した。また、教員免許の保有状況の確認、子どもの貧困調査の依頼等を行った。
- ・文化財保護委員の委嘱を行い、今年度初めての文化財保護委員会で指定文化財等について協議を行った。
- ・公募委員1人を含め17人の実行委員で第1回成人式実行委員会を開催した。新型コロナウイルス感染症対策も考慮しつつ、心に残る成人式となるような取組を考えてくれることを期待し激励した。
- ・学校規模適正化に係る別院中学校ブロック協議会を開催し、別院中学校を南桑中学校へ編入する案を示した。東別院小学校と西別院小学校については保護者等の意見を丁寧に聴く中で検討していく。
- ・平和祈念式典が新型コロナウイルス感染症対策のため、規模縮小して平和台公園平和塔前で行われ出席した。
- ・教育委員会の令和2年度施策点検評価を3人の外部評価委員のもと実施して報告書案をまとめた。
- ・大河ドラマ「麒麟がくる」実行委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策をする中で今後の方向性を協議した。「亀岡市」と「亀山市」が間違われることが多く、「京都大河ドラマ館」を「京都亀岡大河ドラマ館」として亀岡をアピールすることも協議、決定された。
- ・「幼・小・中連携」をテーマに、教育委員会委員と幼稚園長・小学校長・中学校長が一緒にこん談を行った。幼・小・中合同では初めての取組みであったが今後も行っていきたい。
- ・文化財保存活用地域計画に係る協議会委員の委嘱を行い、令和2年度第1

回文化財保存活用地域計画に係る協議会を開催し、文化財の保存と活用にかかる地域計画の策定を協議した。

◎国・府等の関係

- ・京都府教育委員会幹部とのこん談会が行われ、京都府の教育行政の現状と今後の方向性について説明を受けた。今年は新型コロナウイルス感染症対策と学力保障が話題となった。
- ・南丹教育局管内教育長会議が開催され、関連事業の進捗状況や生徒指導の現状等について協議した。
- ・府市行政こん談会において南丹広域振興局と市の幹部で情報交換を行い、京都府総合計画や新型コロナウイルス感染症の対応について意見交換を行った。

○説明を受け、委員から次の意見・質問があった。

- 出 蔵 委 員 篠町の地域こん談会は警報が発表され中止となり、後に質問事項の回答を文書でいただいた。新型コロナウイルス感染症対策や子育てについて、行政がしっかり対応いただいていることがよくわかった。地域やPTAにおいてもしっかり見守りをしていきたい。
- 江 口 委 員 成人式の会場については、サンガスタジアムは案の段階で確定ではないのか。
- 教 育 長 方向性としてはサンガスタジアムで行うことを考えているが、まだ確定ではない。

(4) 議 事

議案番号	件 名
第4号議案	亀岡市立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する告示について
第5号議案	令和2年度（令和元年度対象）亀岡市教育委員会点検・評価報告書の作成について
第6号議案	令和3年度使用小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書の採択について
第7号議案	令和3年度使用中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について
第8号議案	令和3年度使用教科用図書（特別支援学級用）の採択について

○第4号議案について教育部長が議案説明を行った。

第4号議案は、令和2年6月1日施行の女性活躍推進法等の一部改正により

人事院規則等の改正を受けて、パワーハラスメント防止の法制化やセクシュアルハラスメントの防止の強化が図られ、本市においても迅速かつ適切な対応を行うため要綱の改正を行うものである。主な改正としては、パワーハラスメントの定義の明確化やその他のハラスメントに関する規定を追加する。教育実習生等、教職員や児童生徒以外に対する言動もハラスメントの対象となることなどが明記された。京都府教育委員会も府立学校に勤務する職員を対象とする同様の要綱改正を予定している。承認をいただければ告示の日から実施するものである。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

江口委員 不利益を受けることがないように、公益通報者の保護の規定は別途あるのか。

教育部長 教育委員会の規則等にはないが、亀岡市としては公益通報に関する保護の手続きを定めた要綱があり、その中で通報者の保護については最大限対応するよう定められている。

江口委員 亀岡市の要綱に則って対応できるのか。

教育部長 通報したことにより望まない人事異動や不利益となることがないように定められているため、対応は可能であると考えている。

江口委員 当事者や通報した第三者を守らなければならないので、その点を強く規定しておく必要があると考える。

北村委員 ハラスメントを受ける人の側に寄り添った形で改正していかなければならない。ガイドラインを定めておき、事が起こった場合にはガイドラインに基づいて粛々と対応し、被害を受けた人を徹底的に守る。生徒同士の間でも起こりうるため、ガイドラインが必要だと考える。

教育部長 京都府のガイドラインに基づき、それぞれの学校でガイドラインを定めている。市もハラスメントに関するガイドラインを定めておりそれに沿って進めていくこととしている。

北村委員 要綱改正に伴い、ガイドラインも改正する必要があると思うがどうか。

教育部長 要綱改正を受けて見直しをすることが必要であると考えている。一番大切なことは、明文化することで抑止につなげていくことである。万が一、発生した場合は、手順に従って確実に対応し、その際には被害にあった方や申し出をされた方の保護を最優先に配慮した上で対応を進め、学校とも連携をとっていきたい。

末永委員 未然に防ぐことや万が一、起こった場合には適切に対応することが大切である。法改正されたことを全教職員で共有

- することが抑止にかかわって大事であり、各学校に徹底し
共通理解していくことも必要である。
- 教 育 部 長 教職員間では、ガイドラインを学校内で回覧などをしてい
くことが一定効果がある。教職員と児童生徒間の場合には、
保護者が申告されることもあるため、学校だよりで保護者
に対して学校に相談することや、苦情相談窓口を教育総務
課に設けていることを周知している。申し出しやすいよう
な取組みも進めてきているが、今後も充実させていく必要
がある。
- 北 村 委 員 大人たちが共有することも必要だが、子どもたちに共有
されているのか。SNSを使った相談などもあるが、ハラ
スメントの状況になった時に、子どもたち自身も守ら
れていることをどう知らせているのか。
- 教 育 部 次 長 教職員の校内研修では、スクールハラスメントが起こり
うるということを想定してチェックシートなどを用いて
自分の言動を見つめなおすことをしている。子どもたち
にはSNSの使い方や、情報モラルというところで加害
者にも被害者にもならないという視点で話をしている。
- 教 育 部 長 2年程前に市議会でも指摘を受けたことがあり、ハラ
スメントの状況になった時に児童生徒がどこに相談した
らよいかしつかりと教えていく必要がある。それぞれの
学校で学校だよりを通して保護者に知らせることや、総
合学習や人権学習の機会をとらえて指導していただくよ
う依頼を行った。
- 北 村 委 員 当事者サイドの視点でいうと抱え込まずに、あなたのプ
ライバシーは守られる、あなたがしたいこと、あなたの
意志は尊重されること、何があってもあなたを守り通す
ことをメッセージで強く伝える必要があると考える。
- 教 育 長 子どもたちは親や友達にも相談しにくいことなので、安
心して相談できること、一步踏み出して相談できるよう
に取組んでいくことが今後も必要である。
- 出 藏 委 員 改正後の文書が、当事者に寄り添った文書になっている。
「ハラスメントしないようにするために」という表現は、
「ハラスメントをしないために」の方がいいのではない
か。
- 教 育 部 長 京都府の改正文をもとにして作成しているため、京都府
の改正文を確認した上で字句は整理させていただく。

第4号議案について、原案どおり承認した。

○第5号議案について教育部長が議案説明を行った。

第5号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和元年度に実施した事務事業の執行状況等について点検・評価するもので、過日、教育委員と3名の外部委員を交えて点検・評価を行った結果を取りまとめたものである。市議会定例会9月議会に提出を行おうとするものである。

○説明を受け、委員から次の意見があった。

出 蔵 委 員 外部委員からは今後に活かせる意見を多くいただいた。

第5号議案について、原案どおり承認した。

○第6号議案について教育部長が議案説明を行った。

第6号議案は、令和3年度に市立小学校と義務教育学校前期課程で使用する教科用図書について、南丹地区教科用図書採択協議会で選定の手続きを得たものの採択を求めるものである。小学校と義務教育学校の前期課程については、令和2年度から4年間使用することになっているが、毎年採択する必要があるため今年度使用している教科用図書と同じものの採択を求めるものである。

第6号議案について、原案どおり承認した。

○第7号議案について教育部長が議案説明を行った。

第7号議案は、市立中学校及び義務教育学校後期課程で令和3年度から向こう4年間使用する教科用図書について、中学校では学習指導要領が令和3年度から全面改訂されるため、教科用図書についても新たに採択するものである。南丹地区教科用図書採択協議会で議論され選定されたものの採択を求めるものである。

○説明を受け、委員から次の意見があった。

江 口 委 員 教科書採択調査委員から再三にわたって詳細な説明もあり、協議会では慎重に審議された。どの教科書も新学習指導要領に沿った内容でもあり、地域制等を鑑み協議したもので、選定された教科書で採択したいと考える。

第7号議案について、原案どおり承認した。

○第8号議案について教育部長が議案説明を行った。

第8号議案は、学校教育法附則第9条の規定により、令和3年度に特別支援学級で使用しようとする一般図書の推薦が城西小学校からあり、教科用図書と

して採択を求めるものである。

第8号議案について、原案どおり承認した。

(5) 報告事項

- ①楽器寄附ふるさと納税制度について
- ②令和2年度亀岡市さわやか教室講座年間予定について
- ③令和2年度亀岡市家庭教育支援事業“子育て・親育ち講座”について
- ④令和2年度10月教職員研修講座のお知らせについて

○各課長等からの報告を受けて、委員から次の質問・意見があった。

<楽器寄附ふるさと納税制度について>

関職務代理者	高価な楽器の管理はどうするのか。
教育総務課長	これまでの他の楽器と同じく寄附を受けた学校で管理する。
出 蔵 委 員	楽器を送っていただく送料はどかが負担するのか。
教育総務課長	寄附される楽器の査定を行う業者が負担するが、その業者と市が委託契約をしており委託料の中に送料は含まれている。

<令和2年度亀岡市家庭教育支援事業“子育て・親育ち講座”について>

出 蔵 委 員	コロナ禍の自粛の中で、親同士が悩みを共有できる場になり、新たな糸口を見いだせる場になる。また、広い会場でしていただけると参加しやすいと考える。
関職務代理者	教育委員会と部局が異なる保育所と連携して新たな取組みができています。保育所で平日の10時に保護者は集まれるのが気になるころではある。
社会教育課長	保育所と連携し調整の上、日時は決めているところである。

(6) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上